改正 平成29年 8月30日 原規技発第1708302号 原子力規制委員会決定

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (原規技発第1306193号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))等の一部を次の ように改正する。

平成29年 8月30日

原子力規制委員会

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解 釈等の一部改正について

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等 を別添新旧対照表のように改正する。

附則

この規程は、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則の施行の日(平成29年9月11日)より施行する。

○実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈(原規技発第 1306193 号(平成 2 5 年 6 月 1 9 日原子力規制委員会 決定))

(下線部分は改正部分)

	(下海水中为74大江市20万)
改 正 後	改 正 前
第4条(地震による損傷の防止)	第4条(地震による損傷の防止)
別記2のとおりとする。ただし、炉心内の燃料被覆材の放射性物質の閉じ込	別記2のとおりとする。
めの機能については、以下のとおりとする。	
一 第1項に規定する「地震力に十分に耐える」とは、通常運転時及び運	(新設)
転時の異常な過渡変化時に生じるそれぞれの荷重と、弾性設計用地震	
動による地震力(本規程別記2第4条第4項第1号に規定する弾性設	
計用地震動による地震力をいう。)又は静的地震力(同項第2号に規	
定する静的地震力をいい、Sクラスに属する機器に対し算定されるも	
のに限る。)のいずれか大きい方の地震力を組み合わせた荷重条件に	
対して、炉心内の燃料被覆材の応答が全体的におおむね弾性状態に留	
<u>まることをいう。</u>	
二 第5項に規定する「基準地震動による地震力に対して放射性物質の閉	(新設)
じ込めの機能が損なわれるおそれがない」とは、通常運転時及び運転	
時の異常な過渡変化時に生じるそれぞれの荷重と基準地震動による	
地震力を組み合わせた荷重条件により塑性ひずみが生じる場合であ	
っても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕	
を有し、放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさないことをい	
<u>5.</u>	
第15条(炉心等)	第15条(炉心等)
$1 \sim 4$ (略)	$1 \sim 4$ (略)

	改 正 後	改 正 前
5	第3項の要求は、所要の運転期間において、通常運転時、運転時の異常	(新設)
	な過渡変化時及び設計基準事故時に、燃料集合体の制御棒挿入性及び	
	冷却可能な形状が確保される設計であることが求められる。	
6	(略)	<u>5</u> (略)
7	第6項第1号の要求は、所要の運転期間において、通常運転時及び運転	6 第3項、第5項及び第6項第1号の要求は、所要の運転期間において、
	時の異常な <u>過渡変化時</u> に、 <u>燃料被覆材の放射性物質の閉じ込めの機能</u>	通常運転時及び運転時の異常な <u>過度変化時</u> に、 <u>燃料被覆管の閉じ込め機</u>
	が確保される設計であることが求められる。	能、燃料集合体の制御棒挿入性及び冷却可能な形状が確保される設計で
		あることが求められる。
8	(略)	<u>7</u> (略)

○実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(原規技発第1306194 号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第5条(地震による損傷の防止)	第5条(地震による損傷の防止)
$1 \sim 3$ (略)	$1 \sim 3$ (略)
4 第4項に規定する「基準地震動による地震力に対して放射性物質の閉じ	(新設)
込めの機能が損なわれるおそれがない」とは、通常運転時及び運転時の異	
常な過渡変化時に生じるそれぞれの荷重と基準地震動による地震力を組	
み合わせた荷重条件により塑性ひずみが生じる場合であっても、その量	
が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、放射性物	
質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさないことをいう。_	

○試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈(原規研発第 1311271 号(平成 2 5 年 1 1 月 2 7 日原子力規制委員会 決定))

(下線部分は改正部分)

改正後

第15条(炉心等)

 $1 \sim 3$ (略)

- 4 第4項及び第5項第1号の要求は、所要の運転期間において、通常運転 時及び運転時の異常な過渡変化時に、燃料被覆材による放射性物質の閉 じ込め機能、制御棒の挿入性及び冷却可能な形状が確保されるものであ ることが求められる。
- 5 第5項第1号に規定する「<u>圧力</u>、自重、附加荷重その他の燃料体に加わる負荷に耐える」とは、燃料材のスエリング、被覆材の中性子照射効果、 腐食等の試験研究用等原子炉施設の使用期間中に生じ得る種々の変化を 考慮しても燃料体の健全性を失わないことをいう。

第32条(炉心等)

 $1 \sim 3$ (略)

- 4 第3項及び第4項第1号の要求は、所要の運転期間において、通常運転 時及び運転時の異常な過渡変化時に、燃料被覆材による放射性物質の閉 じ込め機能、制御棒の挿入性及び冷却可能な形状が確保されるものであ ることが求められる。
- 5 第4項第1号に規定する「<u>圧力</u>、自重、附加荷重その他の燃料体に加わる負荷に耐える」とは、燃料材のスエリング、被覆材の中性子照射効果、腐食等の試験研究用等原子炉施設の使用期間中に生じ得る原子炉内における種々の変化を考慮しても、燃料体の健全性を失わないことをいう。

第15条(炉心等)

 $1 \sim 3$ (略)

4 <u>第3項、</u>第4項及び第5項第1号の要求は、所要の運転期間において、 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に、燃料被覆材による放射性物 質の閉じ込め機能、制御棒の挿入性及び冷却可能な形状が確保されるもの であることが求められる。

TF.

前

改

5 第5項第1号に規定する「<u>最高使用圧力</u>、自重、附加荷重その他の燃料体に加わる負荷に耐える」とは、燃料材のスエリング、被覆材の中性子照射効果、腐食等の試験研究用等原子炉施設の使用期間中に生じ得る種々の変化を考慮しても燃料体の健全性を失わないことをいう。

第32条(炉心等)

 $1 \sim 3$ (略)

- 4 第2項、第3項及び第4項第1号の要求は、所要の運転期間において、 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に、燃料被覆材による放射性物 質の閉じ込め機能、制御棒の挿入性及び冷却可能な形状が確保されるもの であることが求められる。
- 5 第4項第1号に規定する「<u>最高使用圧力</u>、自重、附加荷重その他の燃料体に加わる負荷に耐える」とは、燃料材のスエリング、被覆材の中性子照射効果、腐食等の試験研究用等原子炉施設の使用期間中に生じ得る原子炉内における種々の変化を考慮しても、燃料体の健全性を失わないことをいう。